

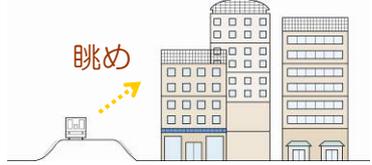
景観資源の景観形成基準（特別基準）

⑤ みどりの景観		
配置	<ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地に面する建築物は、公園・緑地に面してオープンスペースを設けたり、緑化したりするなど、公園・緑地内などからの眺望や公園・緑地周辺の街並みとの調和に配慮して配置する。 	
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地などからの眺めに配慮した形態・意匠・色彩とする。 山林の周辺では、山林景観に配慮した形態・意匠・色彩とする。 	
外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内を積極的に緑化するとともに、既存の樹木がある場合は、できる限り保存し、周辺のみどりとの連続性を確保する。 	

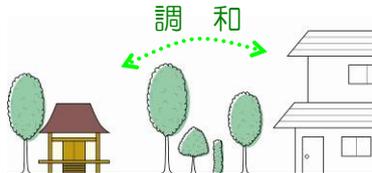
⑥ 水辺景観		
配置	<ul style="list-style-type: none"> 河川や湧水地など、水辺に面する部分にオープンスペースを設けたり、緑化したりするなど、水辺に配慮した魅力的な空間づくりを行う。 	
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の河川や湧水地からの眺めに配慮した形態・意匠・色彩とする。 	
外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の境界部に生垣を設置するなど周辺の水辺景観との連続性に配慮する。 	

⑦ 眺望景観		
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは、主要な眺望点からの眺望を著しく妨げないように努める。 	
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 良好な眺望景観の形成に配慮した形態・意匠・色彩とする。 	

⑧ 沿道・沿線景観

<p>配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築物や植栽は、沿道・沿線からの眺めに配慮して配置する。 	
<p>形態・意匠・色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交差点に面した建築物は、角地の見通しに配慮した形態・意匠とする。 隣接する建築物と低層部の軒高をあわせるなど、街並みの連続性の確保に努める。 道路や鉄道からの眺めに配慮した形態・意匠・色彩とする。 	

⑨ 歴史・文化景観

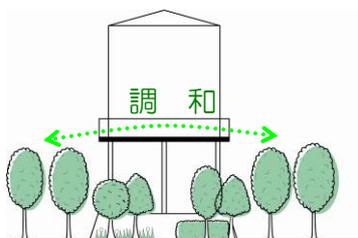
<p>配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物や史跡などの優れた景観資源に隣接する場合は、これらの景観資源への見通しや眺望に配慮して配置する。 	
<p>高さ・規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物と調和した高さとするよう努める。 	
<p>形態・意匠・色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物などが多い地域では、外観をできる限り、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠・色彩とする。 	
<p>外構・緑化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の緑化とともに、周辺の生垣や板塀などとの連続性を確保するなど、周辺の歴史・文化景観との調和に努める。 	

B. 工作物に対する景観形成基準

原則として、建築物の景観形成基準に準ずるものとします。

ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて、以下の基準に適合することにより、建築することを可能としますが、この場合においても、周辺の景観との調和を図るように努める必要があります。

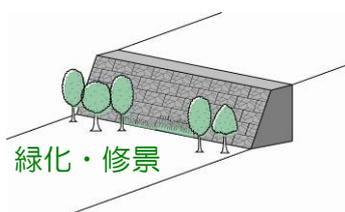
配置規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圧迫感を感じさせないよう敷地境界線から後退する。 ・ 長大で単調な壁面を避ける。
形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面や側面の見え方に配慮し、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。 ・ 色彩は、建築物の色彩基準に適合させるとともに、周辺の建築物と調和させる。
外構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地境界部では、高木や生垣などを配置し、周辺への圧迫感を軽減する。 ・ 工作物の足元の緑化に努め、潤いを創出する。



C. 開発行為に対する景観形成基準

全市共通で、以下の基準を定めます。

土地の形質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。 ・ 擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限のものとする。また、前面の緑化や自然石の使用、化粧型枠による修景など、周辺の景観との調和に配慮した仕上げを行う。 ・ 法面が生じる場合は、緩やかな傾斜とし、芝や低木などの緑化を行う。
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゆとりある宅地規模を確保し、建物の配置に余裕をもたせるよう努める。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木が一団となって生育する場所では、樹木の保全や代替緑化を行うなど、みどりの連続性を確保する。



D. 土地の形質の変更に対する景観形成基準

開発行為に対する景観形成基準に準ずるものとします。

E. 物件の堆積に対する景観形成基準

全市共通で、以下の基準を定めます。

高さ 配置	<ul style="list-style-type: none">・ 堆積物は、整然と積み上げるとともに、法面の勾配は、周囲に圧迫感を与えないようにする。・ 敷地の周囲に道路または建築物がある場合は、これらの土地の境界と堆積物との間隔が十分な距離を確保するよう配慮する。・ 堆積物が周辺から見えないう、塀、囲い及び植栽などを設け、周辺の景観と調和させる。
色彩	<ul style="list-style-type: none">・ 塀及び囲いなどを設ける場合は、その色彩を建築物の色彩基準に適合させるとともに、周辺の建築物などと調和させる。

